

## 第三次環境基本計画の進捗状況・今後の展望について(案)に対する意見

該 当 箇 所	意 見
II 全般的評価 P.3～16	
P.4 ①地球温暖化問題に対する取組の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経済活動・対策のどこに問題があるかを把握できる指標にすべき</li> <li>・発電所の排出量を一括して捉える「直接排出量」で整理すべき</li> <li>・産業ごとの燃料割合、とりわけ石炭の割合を時系列で表示すること、エネルギー効率の推移を評価することも必要</li> </ul>
P.5 ②物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経済活動・対策のどこに問題があるかを把握できる指標にすべき</li> <li>・資源生産性では、天然資源投入量が減少しているのか、循環利用量が増加しているのかが不明</li> <li>・不法投棄の量も把握すべき</li> </ul>
P.6 ③都市における良好な大気環境の確保に関する取組の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部や幹線道路沿道の大気汚染の実態を示す指標を導入すべき</li> <li>・沿道住民の健康影響、微粒子の排出量と健康影響、大口排出源(大工場等)の取組についても把握すべき</li> </ul>
P.8 ④環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大口排出源(大工場等)の取組についても把握すべき</li> </ul>
P.9 ⑤化学物質の環境リスクの低減に向けた取組の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PRTR法で危険度が高いと評価されている物質の排出量、地域的偏在等を把握すべき</li> </ul>
P.10 ⑥生物多様性の保全のための取組の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種に脅かされている生息域の増加等、「種」以外の観点から評価することが必要</li> </ul>
III-1 重点点検分野の点検 P.17～61	
P.17 1. 都市における良好な大気環境の確保に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>NO2の環境基準の策定方法そのものを点検すべき</li> </ul>
P.18～21 1. 都市における良好な大気環境の確保に関する取組 重点調査事項①: 環境的に持続可能な交通システム実現のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染の実態を解明し、その抜本的解決に向けた対策・政策を具体的に検討し、実施に移すべき</li> <li>・自動車交通量の具体的削減策が必要</li> <li>・道路建設が大気環境に効果があるかのような記述は見直すべき</li> <li>・公共交通機関利用、貨物輸送の共同実施を推進するための制度・体制が必要</li> <li>・戦略アセスメントの法制化が必要</li> <li>・環状道路建設が大気汚染対策として全国各都市で計画・実施されているが、これらの幹線道路建設によって、潜在交通量が顕在化し、沿道の大気汚染を悪化させている</li> </ul>
P.22～25 1. 都市における良好な大気環境の確保に関する取組 重点調査事項②: ヒートアイランド対策のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発規制が必要</li> <li>・都市計画と戦略アセスを一体で行うよう制度を抜本的に改めるべき</li> <li>・大規模民間開発に対し環境影響評価を設計段階と事業段階の2段階で行うべき</li> <li>・戦略アセスメントの法制化が必要</li> <li>・東京都心部の都市再生事業によって、NO2のバックグラウンド濃度が現行の環境基準値を超え、自動車交通量の増加が予測されることから、具体的事例(例: 港区虎ノ門・環二再開発(Ⅲ街区・虎ノ門街区))についても点検を行うべき</li> </ul>
P.26～37 2. 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わき水・地下水等の水循環の確保、閉鎖湾内の水循環の確保についても戦略アセスメント・事業段階アセスメントの項目に入れるべき</li> </ul>
P.38～47 3. 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場で環境が評価されるには、限定的に環境にいい企業行動を評価するだけでなく、大量の汚染物質を排出・環境負荷を与える行為が高コストになるとともに、その原因企業が明らかとなり、市場で損をする仕組みが必要</li> <li>・局所的な環境ビジネスの評価を行っても点検にならない</li> </ul>
P.49～52 4. 長期的な視野をもった科学技術、環境技術、政策手法等の基盤の整備 重点調査事項①: 環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省は、事業者から法律上の義務として行政に報告されているものについて公開し、国民や他の企業に提供すべき</li> </ul>
P.53～54 4. 長期的な視野をもった科学技術、環境技術、政策手法等の基盤の整備 重点調査事項②: 戦略的環境アセスメントの取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略アセスメントを法制化すべき</li> <li>・戦略アセスメントのガイドラインから発電所が除外されたのは問題</li> </ul>
P.55～61 5. 国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書の次期目標の交渉について記述すべき</li> <li>・2020年の温室効果ガス削減目標を定めて世界に提案すべき</li> <li>・貿易協定では、環境配慮を定性的に盛り込むのではなく、環境負荷を具体的に増やさない「非悪化の原則」が必要</li> </ul>